

文化芸術公演支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化芸術公演支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術公演が減少している状況において、感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、施設使用料の1/2相当額を補助することにより、県民の鑑賞機会の創出のためにも文化芸術公演の実施を支援することを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日（公社）全国公立文化施設協会）に則った感染拡大防止対策を徹底し公演を実施する者

(補助の対象となる施設)

第4条 この補助金の交付の対象となる施設は、次のすべてに該当する施設（以下「補助施設」という。）とする。

- (1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設
- (2) 固定された座席、舞台・ステージを設置している施設
- (3) 一般的に利用される施設
- (4) 収容人数100人規模以上である施設

(補助の対象となる事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のすべてに該当する活動であって、県内で行われるものとする。

- (1) 文化芸術（文化芸術基本法第8～12条に規定されているものに限る）公演および当該公演に伴う練習
- (2) 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日（公社）全国公立文化施設協会）に則った感染拡大防止対策を徹底して実施する公演
- (3) 令和2年10月10日（土）から令和3年3月28日（日）に実施する公演および当該公演に伴う練習

(補助率)

第6条 補助率は、施設使用料の1/2とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費から国および市町村等の補助金および減免額を減じた額に補助率を乗じて得た額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第8条 この補助金の補助対象期間は、令和2年10月10日から令和3年3月28日までに実施する公演および当該公演に伴う練習とする。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請書(様式1)を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。(様式2)

(事業の変更)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更もしくは中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

(補助金の概算払)

第12条 本補助金は、概算払により支払うことができるものとする。

2 概算払を受けようとする事業者は文化芸術公演支援事業補助金概算払請求書(様式3)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 概算払計画書(様式4)

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。(様式5)

(1) その他知事が必要と認めるもの。

(額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理した場合において、審査の上、これを適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、事業者に通知するものとする。(様式6)

(交付申請および実績報告の同時申請)

第15条 補助事業者は、補助金の交付申請時において既に補助事業が完了しているときは、第9条および第11条の規定によらず、次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより、交付申請と実績報告を同時に行うことができるものとする。(様式7)

(1) その他知事が必要と認めるもの。

(交付決定および額の確定の同時決定)

第16条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定および額の確定を行い、補助金交付決定および額の確定通知書(様式8)を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに交付請求書(様式9)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から30日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年2.6%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者の公表)

第19条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第20条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第21条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行する。